

配当異議訴訟と共に提起された詐害行為取消訴訟が訴えの利益なしとして却下された事例

【文献種別】 判決／広島高等裁判所岡山支部

【裁判年月日】 令和6年5月16日

【事件番号】 令和5年（ネ）第190号

【事件名】 配当異議請求控訴事件

【裁判結果】 原判決取消

【参照法令】 民法424条1項、424条の3、424条の7第1項・2項、民事執行法90条1項・2項・4項

【掲載誌】 金判1706号37頁

◆ LEX/DB 文献番号 25621773

青山学院大学教授 安見ゆかり

事実の概要

本件は、訴外Aの土地建物（以下「本件土地建物」という）の強制執行における配当に関して、Aの一般債権者である控訴人Xが、配当表（以下「本件配当表」という）に根抵当権が記載されている被控訴人Yに対して、①Yの配当受領権の根拠となっている債権の存在を争い（民執90条に基づく配当異議の訴え）、併せて②当該債権に基づいて設定された本件土地建物に対する根抵当権について、民法424条の3第1項または第2項に基づき、通謀虚偽表示を根拠とした取消を求めた詐害行為取消訴訟である。Xは社会保険労務士、行政書士であり、YはG株式会社（G社）の代表取締役、訴外Aは社会保険労務士として、社会保険労務士法人（A〃社会保険労務士法人）を運営している。AとYの間には、貸主を被控訴人Y、借主をAとして、Aを作成名義人とする借用証書5通（令和2年5月26日から令和3年1月21日までの5通の借用証書。これに記載された貸付を以下「本件貸付」という）が存在し、Aは本件貸付を担保するために令和3年6月8日、Yとの間で、本件土地建物に、債務者をA、極度額を2000万、被担保債権の範囲を金銭消費貸借取引とする根抵当権設定契約を締結、翌9日にその旨を登記した。これに対してAとXの間では複数の訴訟が繰り返さ

れており、A・Y間の根抵当権設定契約締結日である6月8日時点では、XがAに対して7149万4291円の未回収の執行力を有する債務名義を有しており、Aは支払不能状態にあった。Xが令和3年7月27日、本件土地建物について強制競売開始決定を得て、同日これを差し押さえたところ、同年9月24日、YがAに対する本件貸付に基づき2000万円の債権届出をした。Xは本件土地建物につき、2500万円で最高価買受の申出をし（ただし評価人の評価は一括価格で939万4000円）、これに対して令和4年5月12日売却許可決定が出された。同年6月7日に代金納付による所有権移転を経て、同年7月27日に配当期日が開かれた。Xはこの配当期日において本件配当表に対して配当異議の申出をし、同日配当異議の訴え（原審・岡山地判令5・10・11、令和4年（ワ）第623号、金判1706号44頁）を提起して、執行裁判所に証明した。さらにXは、詐害行為取消訴訟も併合提起したが、民法424条の7第2項に基づく必要的訴訟告知を「遅滞なく」行わず、令和5年12月22日ようやく訴訟告知を行った。詐害行為取消訴訟において、XはY A間の債権の不存在を主張したが、原審はすべての債権の存在を認めてXの請求を棄却した。そこでXは、①本件配当表のうち、被控訴人への配当実施額等2000万円とあるのを0円に、控訴人への配当実施額等が

11万7173円とあるのを89万8298円に、控訴人への配当実施額等が288万1934円とあるのを2210万0773円に、それぞれ変更することを求めるとともに（配当異議の訴え）、②仮に被控訴人が届け出た貸付債権が存在するとしても、被控訴人と債務者との間で締結された本件土地建物についての根抵当権設定契約（本件根抵当権設定契約）は通謀により他の債権者を害する意図で行われたものであるから、詐害行為（民法424条の3第1項または第2項）として取り消す旨を主張した（詐害行為取消訴訟）。これに対し控訴審は次のように述べて、Xの配当異議の訴えを認容するとともに詐害行為取消訴訟を却下した。

判決の要旨

「……被控訴人に配当受領権はない上、本件土地建物は既に競売手続で売却されていて（前提事実）、本件根抵当権設定契約に基づく根抵当権は消滅しているから（民事執行法59条1項）、詐害行為取消請求についてはもはや審理する必要がなく、上記請求に訴えの利益はない。

なお、民法424条の7第2項は、債務者の手続保障を実質的に確保する趣旨で、『債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。』と定めるところ、控訴人は、本件訴訟提起後にAに対する訴訟告知を遅滞なく行わなかったから（前提事実）、同要件も満たしていない。」

判例の解説

本件は、①真正な処分証書が存在すれば、特段の事情がない限り、処分証書に記載された法律行為が認定されるという従来の判例及び司法研修所の立場（最一小判昭45・11・26裁判集民101号565頁、司法研修所編「民事訴訟における事実認定」43頁以下）を踏襲しながら¹⁾、特段の事情について詳細に検討したものであり、その点で重要な判決である。また②配当異議訴訟と詐害行為取消訴訟が単純併合された場合に、配当異議訴訟において優先弁済権の根拠となる債権の存在を否定した上で、詐害

行為取消訴訟については訴えの利益を否定した点で珍しい判決である。本稿では後者の点について検討する。

後述のように、判例及び多数説によれば配当異議訴訟は訴訟上の形成訴訟であり、詐害行為取消訴訟は、現行民法の立場では折衷説（形成訴訟＋給付訴訟。ただし形成訴訟が本体）であって、この形成訴訟の部分は通常形成訴訟と同じである。つまりいずれも「形成判決が得られない限りその法律関係の変動を主張できない」²⁾形成訴訟であって、法定の要件を満たしていれば、単独で訴えた場合には形成の利益が認められる。しかし本判決は両者を単純併合すると詐害行為取消訴訟の訴えの利益が消滅すると判断する。そこで少し理由を検討してみるが、①まず両請求が主位的予備的併合関係にある場合には、主位的請求である配当異議訴訟が認められれば予備的請求である詐害行為取消訴訟の訴えの利益が無くなるということが考えられる。しかし当事者がそのような主張をしていないのに、両請求が黙示の主位的予備的併合関係にあるということはできない。②次に形成訴訟では認容判決が確定しない限り形成判決の効力は生じないが、例外的に形成判決の効力を訴訟内に先取りする必要がある場合が存在する。しかし本件においては、配当異議訴訟の認容確定判決の効力を訴訟内に先取りすべき理由は特に見当たらない。このように考えると、単独で訴えた場合には存在する訴えの利益が、単純併合すると突然消滅する理由は特に見出せない。

そこで本稿では、まず①形成の訴えの利益、②配当異議訴訟、③詐害行為取消訴訟についてその内容を簡単に確認し、その後本判決の問題点を述べる。なお本判決においては傍論的に詐害行為取消訴訟における必要的訴訟告知懈怠の効果（訴え却下）についても触れているが、この点は当事者適格の問題であるので簡単に指摘するに留める。

一 形成の訴えの利益とは

訴えの利益は、「民事訴訟を利用する……『正当な利益ないし必要性』」³⁾であり、このうち「原告が請求内容について判決を求める現実の必要性のあること（権利保護の利益又は必要……）」⁴⁾

を狭義の訴えの利益という。訴えの利益が存在するか否かの判断基準は一般に①給付、確認、形成の各種訴えに共通するものと、②各種の訴えごとに異なるものに分けられ、②について、形成訴訟では「実体法の中で法定されているのが原則である。それゆえ法定の要件を備えた訴えであれば、原則として形成の訴えの利益はある」⁵⁾とされる。本件は配当異議訴訟及び詐害行為取消訴訟の単純併合事件であり、これらは判例（及び通説または多数説）によれば「訴訟上の形成訴訟」及び「形成訴訟（及び給付訴訟）」に該当するので、共に形成の訴えの利益が肯定される。

二 配当異議訴訟について

配当異議訴訟とは、不動産執行の配当表に記載された債権の存在や内容に異議がある債権者または債務者による不服申立方法である。これには①債権者が自分の配当額の増加を求めて提起する場合と、②債務者が配当表に記載された無名義債権者に対して、債権の存在や内容を争って提起する場合がある。ちなみに有名義債権者を相手取る場合には、配当異議訴訟ではなく、請求異議訴訟や民事訴訟法 117 条の訴えによる（民執 90 条 5 項）。

配当異議訴訟の法的性質については従来から争いがあり、①形成訴訟説、②確認訴訟説、③救済訴訟説、④命令訴訟説が対立している⁶⁾。判例及び多数説の立場は形成訴訟説である。この立場によれば「配当異議の訴えは、一種の裁判である配当表の取消し・変更を求める手続法上の形成の訴え」⁷⁾であり、その訴訟物たる形成原因は「『配当表に記載された被告の債権に対する配当額が原告との関係において実体法・手続法に従いあるべき配当状態に一致しない』との主張」⁸⁾、すなわち異議とされる。したがって既判力は当該不一致（異議）の当否について生じる。なお金融・商事判例 1706 号 39 頁以下で配当異議訴訟の要件事実について詳説しているので、本稿でも若干の整理を行う。請求原因は「①配当表の存在、②配当異議の申出、③配当表の是正を求める異議の存在及び内容」⁹⁾であるが、配当異議訴訟の原告（以下では単に「原告」という。ちなみに本件では控訴人であり、以下「原告」という場合は同じ内容を意味する）は、配当異議訴訟を提起する当初の段階

で、請求原因に加えて①判断対象である異議の内容として被告（以下「被告」という。ちなみに本件では被控訴人であり、以下「被告」という場合は同じ内容を意味する）に対する配当額のうち是正を求める額を明示して異議の内容を特定しなければならない（特定された被告の配当受領権の存在は抗弁であり、被告が証明責任を負う）。また本件の場合原告が債権者であるので、②自己が受けるべき増加配当の限度を示すとともに、自己が配当を受けるべき債権者に該当する事実（有効な差押え、配当要求、仮差押えまたは先取特権の登記等）及び請求債権または担保権及び被担保債権の各発生原因事実を主張証明しなければならない。さらに③原告は審判対象たる異議の理由を明らかにするために、本来は再抗弁となる実体上の理由（債権の不成立・消滅、担保権の不成立・消滅等）及び手続上の理由（差押えの取消事由、配当要求の不適式等）を主張（証明）しなければならない。

三 詐害行為取消訴訟について

詐害行為取消権は、債権者代位権とともに債権の対外的効力の 1 つであり、「責任財産を減少させる債務者の行為を否認することで責任財産の回復を図り、強制執行に備える」¹⁰⁾ 制度とされる。沿革的には破産法の否認権（破産 160 条以下）と同一の淵源を有する。詐害行為取消権については、2017 年の債権法改正によって従来の判例の立場を明文化しつつ新たな制度が加えられた。このような詐害行為取消権の行使は、民法 424 条 1 項により、訴えの方法によらなければならない¹¹⁾。

詐害行為取消権の法的性質については従来から争われており、①形成権説、②請求権説、③折衷説、④責任説の対立が存在する¹²⁾。判例は請求権説に近い折衷説と理解されており¹³⁾、判例の立場を明文化した現行民法も折衷説と理解されている。そして伊藤教授によれば、折衷説による詐害行為取消権とは「債務者が行った行為を詐害行為（民法 424 条）または詐害的偏波行為（同法 424 条の 3）として、その効果を覆滅し、逸出した財産を受益者または転得者から取り戻し、取消債権者の満足にあてることを目的とする制度」¹⁴⁾（形成訴訟＋給付訴訟）である。なおこの形成訴訟の部分は通常の形成訴訟と異ならないため、訴え

の利益は通常の形成訴訟と同じく、法定の要件を充たせば存在する。しかし本判決では、①配当異議訴訟において既に債権の不存在が認定されたために、配当異議訴訟との関係で再抗弁に相当する詐害行為取消権については審理する必要がないとし¹⁵⁾、また②取消対象とされた根抵当権が既に競売により消滅していることを理由として、訴えの利益なしと判断する。なお本判決は傍論的ながら、控訴人が（債権法改正により義務付けられた）民法 424 条の 7 第 2 項の必要的訴訟告知を遅滞なく行わなかった点を取り上げて、控訴人の当事者適格を否定しており、この点で裁判所が債権法改正における立法関係者の立場を支持する姿勢を示したものとえよう¹⁶⁾。

四 本判決の問題点

以上のように本判決は、単独で訴えれば認められる形成の訴えの利益を単純併合の場合に消滅させた点で問題がある。また訴えの利益消滅の一理由として「……本件土地建物は既に競売手続で売却されていて（前提事実）、本件根抵当権設定契約に基づく根抵当権は消滅しているから（民事執行法 59 条 1 項）、詐害行為取消請求についてはもはや審理する必要がな¹⁷⁾」いと述べるが、この点にも問題がある。つまり本件は配当異議訴訟と詐害行為取消訴訟を単純併合した点でも分かるように未だ配当手続過程にあり、詐害行為取消訴訟の取消対象たる根抵当権の存在は進行中の配当手続の優先順位に関わる問題である。それゆえにその取消を求める当事者の訴えの利益は（配当手続の前提たる）売却を理由に否定されてはならない。本件では必要的訴訟告知の遅怠もあって結論は異ならないが、必要的訴訟告知が適時に行われていた場合については別途検討されねばならない¹⁸⁾。

●—注

- 1) 匿名記事「判批」金判 1706 号（2025 年）39 頁参照。なお本判決に関係して金融・商事判例で紹介された同種判決についてであるが、一般には公開されていないよう参照できなかった。
- 2) 三木浩一＝笠井正俊ほか『民事訴訟法〔第 4 版〕』（有斐閣、2023 年）376 頁。
- 3) 松村和徳『民事訴訟理論再考』（成文堂、2025 年）231 頁。
- 4) 松村・前掲注 3）231 頁。

- 5) 長谷部由起子『民事訴訟法〔第 4 版〕』（岩波書店、2024 年）154 頁。
- 6) 配当異議訴訟の法的性質については、伊藤眞＝園尾隆司ほか編『条解民事執行法（第 2 版）』（弘文堂、2022 年）90 条・918 頁以下 [水元宏典、中野貞一郎＝下村正明『民事執行法〔改訂版〕』（青林書院、2021 年）573 頁、柳沢雄二「民事執行法上の配当異議の訴えと配当表の性質」名城 68 巻 2 号（2018 年）1 頁以下。
- 7) 水元・前掲注 6）918 頁。
- 8) 水元・前掲注 6）918 頁。
- 9) 伊藤滋夫＝長秀之編『民事要件事実講座 2 総論Ⅱ 多様な事件と要件事実』（青林書院、2006 年）202 頁。これ以下の要件事実についての記述も同書を参照。
- 10) 潮見佳男『プラクティス民法 債権総論〔第 4 版〕』（信山社、2016 年）236 頁。なお民法改正後の詐害行為取消権については多くの論稿が存在する。
- 11) 判例としては最二小判昭 39・6・12 民集 18 巻 5 号 764 頁。
- 12) 潮見・前掲注 10）241 頁以下。
- 13) 高須順一「詐害行為取消権の法的性質とその効力」志林 114 号（2017 年）24 頁以下で詳しく検討されている。
- 14) 伊藤眞「改正民法下における債権者代位訴訟と詐害行為取消訴訟の手続法的考察」金法 2088 号（2018 年）37 頁。
- 15) 匿名記事・前掲注 1）39 頁以下に詳しい。
- 16) 必要的訴訟告知の懈怠の効果について「訴え却下の結論は必至であろう」とするのは立法関係者である山本和彦「債権法改正と民事訴訟法—債権者代位訴訟を中心に—」判時 2327 号（2017 年）122 頁。同じく立法関係者である高須順一「訴訟告知の効力（下）—債権法改正の文脈において—」NBL1064 号（2015 年）48 頁も却下とする。なお高須・前掲注 13）は 30 頁以下で、既判力拡張根拠については更なる理論的根拠が必要である旨を指摘とされる。逆に却下までしなくて良いとするのは伊藤・前掲注 14）48 頁。新堂幸司『新民事訴訟法〔第 6 版〕』（弘文堂、2019 年）829 頁脚注 2。
- 17) 匿名記事・前掲注 1）42 頁。
- 18) 匿名記事・前掲注 1）40 頁、41 頁、池田愛「判批」法教 537 号（2025 年）135 頁。